

第1回山梨県食の安全・安心審議会議事録

平成29年8月21日掲載

日時 平成29年7月14日(金)午後2時00分～3時30分

場所 山梨県庁本館2階特別会議室

出席者 (敬称略)

(委員): 朝比奈委員、梅本委員、大島委員、刑部委員、小林輝男委員、
神宮司委員、田草川委員、武田委員、登田委員、細川委員、
矢野委員、分部委員(50音順)

(事務局): 県民生活部 中山次長

消費生活安全課 砂田課長、両宮総括課長補佐、

佐々木副主幹、臼田技師、横小路職員

子育て支援課 村田課長補佐、衛生薬務課 谷課長補佐、

健康増進課 松井課長補佐、林業振興課 駒井副主幹、

畜産課 菊島課長補佐、花き農水産課 向井課長補佐、

農業技術課 齊藤課長補佐、スポーツ健康課 小俣課長補佐

傍聴者等の数 0名

会議次第

1 開会

2 県民生活部次長あいさつ

3 議事

(1) 山梨県食の安全・安心推進計画の実施状況について

(2) 第3次やまなし食育推進計画の進捗状況について

(3) その他

4 閉会

議事

(1) 山梨県食の安全・安心推進計画の実施状況について

事務局から、「第1次計画に係る数値目標の達成状況について(資料1)」、「第2次計画に係る平成29年度の主な取り組みについて(資料2)」、「GAPを巡る情勢について(資料5)」について説明。

(委員)資料1のNo.15「広域店舗における原産地に関する詳細な情報提供の実施率」について、品目によって達成率が変わるという話でしたが、この99.3%や46.5%はだいぶ差があると思いますが、どのような品目があり、どのように調査していますか。

(事務局) 調査品目は27種類あり、毎年まんべんなく調査できるように振り分けています。

(事務局) 27品目と言いますのは、食品表示法で、まず加工食品で原料原産地の義務表示がされている26品目と、それプラス生鮮食品の畜産物の27品目としています。26品目の中には、こんにゃくとか、うなぎの加工品、それから魚の関係ですと、塩蔵魚介類とかです。そういったものは国産であれば国産表示をするため、そこまでは表示されていますが、その先の県産表示について調査した結果が、こういう結果になったということです。実施率が高かった年は、うなぎの加工品を対象に調査をした年です。実施率が低い年は、お肉の関係ですね。やはり特売の時は国産表示のみで、それ以上細かい表示まではできないというようなこともあるようで、実施率が低かった。あと、かつお節を調査した年には、調査店舗にもよりますが、国産表示が多かったため、平成28年度は少し実施率が低い結果になりました。

(委員) わかりました。ありがとうございます。

(議長) 他にございますか。

(議長) 資料1のNo.18「学校給食における地場産物の使用割合(食材ベース)」ですが、学校給食で使う材料の30%を地場産物でまかなおうという目標だと思いますが、30%に決めた根拠はあるのでしょうか。なかなか学校給食の先生方にお伺いすると、数がそろわなかったり、ここにも書いてありますが、難しいというようなこともお聞きします。30%という数字は、どんな根拠と言いますか、データがあるのかわかりましたら、教えていただきたいと思えます。

(事務局) 国の目標値が30%で、それにあわせています。

(議長) とすると、それは都道府県によって違うのですか。

(事務局) そうですね。

(議長) 山梨県は30%でいいよ、東京は20%でいいよ、という感じですか。

(事務局) いえいえ、全体です。

(議長) じゃあ、都市型のところは大変ですね。野菜を作っていないところは大変になり

ますからね。ありがとうございます。

(事務局) そうだと思います。間違っていたら申し訳ないです。

(議長) 農家の方や市場の方のご協力が無いと、こういう目標達成出来ないのではないかと思います。献立はかなり前から計画的に、作っていますので、その時期に採れるものを想定して、献立を作っていると思いますが、そろわなかったり、ということもあると聞いています。

その他にございますか。よろしいでしょうか。

(委員) 先ほどご説明ありましたとおり、GAP に関してはオリンピックの食材が GAP の認証を受けたものということで、クローズアップされていると思いますが、GAP が国際基準と言われていますが、例えば日本の JAS 規格や他の規格、他の認証を受けている農産物と GAP との関係というのは、これから先、どういう対応をとっていったらいいのか、例えば有機 JAS 認証から始まり、いろんな認証を受けていても GAP の認証を再度受けないと、オリンピックに食材を供給することは不可能なのかどうか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

(事務局) 農産物についてはいろんな規格や制度がございます。JAS の規格については、農林規格ということで、生産に関わる資材だとか、特に有機 JAS とかは、そういった部分についての項目があるんですが、GAP にある労働安全とか、そういった部分の項目がないということで、基本的にはオリンピックを目指す場合には、GAP をとっていただくことになると思います。

HACCP については、生産工程管理を非常に多く含むということで、今、日本の畜産版の GAP をつくっておりますが、その一部については、HACCP に取り組んでいる項目とかぶる部分について一部読み替えができるようなかたちで調整をされておりますが、足りない部分についてはやはり GAP の取り組みの中でその項目を満たすようなことが必要になるということで、残念ながら現状ある制度を完全に GAP に読み替えるということにはならないということでご理解いただければと思います。

(議長) 委員よろしいですか。

(委員) JAS 制度と GAP の関係のなかで、JAS 認証を受けている生産者は、今回国際基準の方に乗り換えないと無理という話になると、生産者あるいは生産者団体が JAS 制度から外れることも相当多く出るのではないかと、また GAP でないと無理だという話になった場合に、じゃあ JAS 制度は今年度で終わり、GAP の方に乗り換える、そうしたら、いわゆる日本のこれまでやってきた JAS 制度というのはどうなるのかなと、ちょっと不安もあるんです

けれど、その辺も教えて下さい。

(事務局) 大変重たい質問で、軽々にお答えはできないかなと思いますが、やはり目標としているものが若干違う、JAS には JAS で求められている基準とか規格とかがございますので、それはそれで重要なことでございます。農業生産工程管理自体は、ひとつひとつの生産行程と言いますか、作業をする中身を決めていくということなので、例えば細かい資材だとか、そういったものについては、特に規制がないということであります。言い換えれば、GAP をやっても品質の高い農産物ができるとか、そういったことにはつながらない制度であるということで、よく GAP 農産物認証とかという言い方をされるのですが、GAP で作れば安全・安心かもしれないけれども、おいしいとまでは言い切れないという部分があって、その辺が JAS と GAP の違いで、JAS は JAS なりに出していく必要があると思います。その辺は国が中心になってですね、いろいろとやっていかれるのではないかなという風に思いますが、個人的には、JAS は JAS としての価値があるという風に思っておりますので、それほど JAS 離れが進むことはないと思います。ただ GAP の知名度が極めて高くなることは想定されますので、そこで消費者の意識が、どちらかという GAP に動くという可能性はあると思いますので、その辺についてはまた国の会議等へ行く中で、こんな不安がでていくというようなことは農水省等にもお伝えできればと思います。

(議長) よろしいでしょうか。

(議長) 生産者にとってみると、やはり両方視野にいれて気を付けないとならないというのが併行して、続くような気もしますけれど、それはそれで大変なことなのかもしれないですね。他にございますでしょうか。

(委員) 認証の審査は外部委託の専門の方がなさると思いますが、認証自体は県が出すという理解でよろしいのかということと、GAP 認証が成立した後の話ですが、定期的に検査を行うのか、一回出して終わりにするのか、その点教えていただけませんかでしょうか。

(事務局) GAP の審査については、県の職員が中心となっていくこととしております。その検査結果を、外部の方も入った審査会に諮問する中で、承認をいただくというような制度としております。GAP の県の認証期間については、基本3年としておりますが、特に、団体を中心に GAP に取り組む産地につきましては、内部管理者というものを設置していただきまして、それぞれ自分たちの団体の構成員がきちんと GAP に取り組んでいるかということについては、この内部監査をして、その状況の報告をあげていただくことにしてあります。取り組みに疑義があれば、当然のことですが、現場に入って中身を確認するという風にしてあります。

(議長) よろしいでしょうか。他にございますか。

(議長) 資料2に戻っていただいて、(3)の「事業者の自主的な取り組みの促進」で HACCP のところですけれど、食品衛生監視員の研修を開催するというので、この HACCP の対象事業所というのは食品製造業者、一般の飲食店ではなくて、食品製造業者、どんな業種が対象になっているのでしょうか。

(事務局) HACCP の義務化を見据えてということで、今、国の方で審議されていますけれど、ここ何年かで義務化になるのではないかとされています。その時の対象施設は、営業者全てということになります、ですから、飲食店とか、いわゆる飲み屋さんであるとか、スナックといった施設も対象となりますけれど、やはり普通の製造業者と同じ HACCP というわけにはいきませんので、今、基準 A、基準 B、ということで、内容を変えて、どうやって取り組むのかというのを検討されています。

(議長) ありがとうございます。他によろしいでしょうか。

(2) 第3次やまなし食育推進計画の進捗状況について

事務局から、「平成28年度の数値目標の進捗状況について(資料3)」、「平成29年度の主な取り組みについて(資料4)」について説明。

(委員) 資料3 No.4 「小中学校における農業体験の延べ実施回数」のところ、先ほど小学校の事例として、学校名が挙がっていたと思いますが、どこの学校が指定されているのか教えていただきたいと思います。あと、H28取り組み状況の「小中学校を対象とした学校農園等を活用した農産物の栽培などへの支援」にある小学校4校と、その下のスーパー食育スクール事業の学校は同じでしょうか。

(事務局) まずスーパー食育スクール事業というのは、全国で数校ということで、その中で選ばれたということになり、甲州市の塩山北小になります。

(事務局) 資料に掲載してありませんが、小学校4校は、甲斐市の竜王東小学校、甲州市の岩出小学校、市川三郷町の上野小学校、富士河口湖町の西浜小学校。こちらの4校は平成28年の対象になっています。

(委員) この4校というのは、どのように決まったのでしょうか。

(事務局) この4校につきましては、毎年ずっと同じ学校ということではなくて、県内に4つ農務事務所がございまして、そちらで各1校ということで、教育委員会さんを通じてですね、学校の選定をしていただきまして、希望のある学校に対して指導と支援をしていくという状況でございます。

(委員) 毎年ということですか。

(事務局) 毎年、継続して。毎年学校変えながら、すすめております。

(委員) ありがとうございます。

(議長) よろしいでしょうか。

(委員) 資料3 No. 1「朝食を毎日食べるこどもの割合」のところですが、中学校3年生ということで限定されておまして、No. 2は20歳から39歳ということで、たぶん14歳以下のこどもの朝食を食べないこどもの割合はすごく減っていたと思うんですが、あえてその中学校3年生限定にしたのと、No. 2は20歳からとなっており、あえてその真ん中の世代は入れないで、中学校3年生に限定されたのはなぜか、というのを教えていただきたいです。

(事務局) 中学校3年生の方につきましては、教育委員会さんの方の、山梨教育振興プランというところがありまして、その目標でありまして、中学3年生ということで、一緒に同じ県の目標で、そこをあわせてですね、中学3年生の90%という同じものにしてあります。

(議長) ちょっとよろしいでしょうか。これはたぶん、想像でもの言っちゃいけないんでしょうけれども、小中学生の朝食欠食というのは率的にはそんなに多くはないんですね。高校生くらいになると徐々に欠食が多くなっていきます。中学生くらいのところでデータとりたいていうのがひとつあるんじゃないかと思います。歳代については、ライフスタイルをずっと見てみると、20、30代の男性の欠食が一番多い。男性ですと、だいたい3人に1人は欠食という国民栄養調査のデータがありますが、ここをなんとかしたい、朝食欠食を無くしたいという国の要望や、考え方もあるので、その辺のところをピンポイントに計画の中に入れていっているんじゃないかなというふうに予測されます。消費生活安全課の方で他にもあったら、お願いします。

(事務局) 当時2次計画のなかで、同じように目標定めたわけなんですけど、それが実績と

してあまり良くなく、引き続きこの年代、男性20代とか、30代とか、この辺が低かったため、引き続き同じように、介入していかなくちゃいけないということで数値にしたということだと、思います。

(議長) 国の健康増進計画、健康日本21の第2次では、もう二十歳代をピンポイントに絞った朝食欠食っていうのを表現しなくなりました。その代わりに、1日2回はバランスのとれた食事をしましょう、いろんなライフスタイルがあって、夜勤で朝食を食べない習慣になっている人もいるなかで、あえて朝食をたべようっていうのは国の計画にいれないで、そういうライフスタイルの場合には、1日2回はバランス良く食べましょうという表現が、国の計画の中に表れているというというのが今のところです。

(委員) ありがとうございます。

(議長) ちなみに朝食を食べなくてもいいということではないです。食べることはいいことなだけけれども、食べられなかったら、1日2回はバランスの良い食事をしましょうというような表現になっております。他にないですかね。

(委員) 栄養学の中では、朝食をとらなくなる原因としては、ただ寝るのが遅いとかもあるのかもしれないですけど、どんなことが考えられるのかということを知りたいです。その原因を解決しないと、朝食を無理にとろうとしても難しいのかなって思うので、どんなことが原因として考えられているのか教えてもらいたい。

(議長) 一般的には、夜遅く起きている、で朝起きると朝食を食べる時間が無い、食欲がない、というのが一番朝食を食べない原因だと思います。そういう若い人たちが結婚して、朝食を食べない男性と、朝食を食べない女性が結婚すると、朝食を食べない家庭になってしまう。離乳食はたぶん食べさせるんだと思いますけれど、普通に朝食がないという家庭も徐々にでてきているようです。

(委員) 寝る時間が遅いというのが、原因という風に考えられるということですね。ありがとうございます。

(議長) 他にありますか。よろしいですか。次に行ってもいいですか。つながる食育事業っていうのは、ちょっと説明がありましたけれども、どんな事業なのか教えて下さい。

(事務局) 昨年度はスーパー食育スクールということで、塩山北小学校が指定されて、事

業をすすめたわけですが、そのスーパー食育事業につきましては、食育プログラムを構築するということで、食育に関する様々な取り組みをして、実際にそのデータを取って、Q-Uのアンケートを利用して、学習集団がどういう風になるかという食育の効果を検証しました。そのことで食育することによって学び、学習活動について積極的に取り組むような子供達が増えたというような結果が昨年度の発表ではありました。今年の、つながる食育では、家庭との連携を主に多く引き出す、そういう取り組みになっております。スーパー食育から、つながる食育に国の事業が変わりまして、本県の取り組みは、家庭との連携を強くうちだしたのになります。お弁当の日とか、あるいは親子料理教室とか。甲州市の実践です。昨年スーパー食育事業も引継ぎながら、特に家庭との連携を深める形で、今年実践を始めているところです。

(議長) ありがとうございます。

(委員) 国の方でスーパー食育事業からつながる食育に変わったとおっしゃいましたよね。そうしますと、塩山北小ではスーパー食育事業を続けながら、つながる食育に取り組んでいるということでしょうか。

(事務局) いや、単年度の事業なので、昨年度1年間で事業は終わっております。新しいつながる食育事業というのが始まりまして、それに奥野田小学校、甲州市が採択されたということになります。

(委員) その一校ですか。

(事務局) はい。

(委員) ありがとうございます。

(議長) よろしいでしょうか。つながるっていうのは、家庭とつながるっていうような意味もあるんでしょうかね。

(事務局) そこを強く、家庭と強くつながりながら、当然生産者とか、地元の農業関係者とか、そういう方とのつながりも当然ありますのでね。家庭とのつながりをより強める形になっております。

(議長) 家庭となりますと、地域の中では行政もありますし、健康づくりをすすめている担当課もありますし、地域ボランティアで食生活改善推進員というような人もいますし、

そういう方も絡めてやると、より一段と効果が上がるんじゃないのかなと思います。他に考えていらっしゃると思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

(委員) 資料4 基本的事項2の(1) 「小学校向け食育出張授業への支援」について、先ほどJAさんとの協力ということでお話されたと思うんですけど、こちらの内容をもう少し私も勉強したいと思いましたので、もしホームページ等で、こちらの授業の具体的な内容や取り組み内容が記載されているようなページとかがあれば、教えていただきたいなと思いますが、なにかありますでしょうか。

(事務局) この事業につきましては、JAバンクさんメインでやっていただいています、まさに今年の6月からできた新しい事業でございます、料理研究家の方を派遣いたしまして学校、こどもクラブ等で、子どもと保護者の方を対象に、勉強したり、料理教室も可能だという話を聞いております。現在4ヶ所決まったということですが、来年度以降も継続すると聞いておりますので、機会がありましたらよろしくお願いたします。

(委員) ありがとうございます。

(議長) 何かお店で活かそうですか。

(委員) そうですね、小学生向けに食育というのが当社で、まだまだ出来ていないので、勉強させていただきたいなと思っております。

(委員) 先ほどのつながる食育事業ですが、スーパー食育事業からつながる食育事業に移って、農業体験は無くなったのでしょうか。

(事務局) 引き続きそれもやります。

(委員) それよりも、家庭とのつながりを重視するということでしょうか。

(事務局) そうです。

(3) その他

事務局から、「平成29年度食品衛生監視指導計画の実施結果について(資料6)」、「平成29年度農産物等の放射性物質検査の実施について(資料7)」、「平成29年度特用林産物の放射性物質検査計画について(資料8)」について説明。

(議長) ありがとうございます。ご質問お受けしたいと思います。全体的にもよろしいでしょうか。ありがとうございます。以上で議事を終了したいと思います。事務局からなにかございますか。

(事務局) 事務局からひとつだけご説明したいと思います。今後の審議会の開催についてでございます。昨年度、一昨年度もそうだったんですが、食の安全・安心推進計画を策定するというので、年3回ほど審議会を開催させていただいておりました。今年度につきましては、計画ができて、実施の状況を報告させていただきました。計画を策定しない年につきましては、特別な議題もあまりないということで、今年はこの1回ということにさせていただきたいと思います。来年も今のところ計画の策定はありませんので、こういった県の事業ですとか、計画の進捗状況なんかをご説明させていただきまして、ご意見いただくんですが、基本的には1回という形でさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(議長) 今、ご説明ありましたが、こんなもんじゃ困るとかありませんでしょうか。それでは全て議事を滞りなく進行できました。ご協力ありがとうございました。以上で議事を終了したいと思います。失礼しました。